

別表第7（第23条関係）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び 枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び 枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

別表第 8 (第 33 条、第 34 条、第 34 条の 2、第 46 条関係)

品	名	数	量
綿花類		200	キログラム
木毛及びかんなくず		400	キログラム
ぼろ及び紙くず		1,000	キログラム
糸類		1,000	キログラム
わら類		1,000	キログラム
再生資源燃料		1,000	キログラム
可燃性固体類		3,000	キログラム
石炭・木炭類		10,000	キログラム
可燃性液体類		2	立方メートル
木材加工品及び木くず		10	立方メートル
合成樹脂類	発砲させたもの	20	立方メートル
	その他のもの	3,000	キログラム

備考

- (1) 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- (2) ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- (3) 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む）及び繭をいう。
- (4) わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (5) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- (6) 可燃性固体類とは、個体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（1 気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む。）をいう。

イ 引火点が 40 度以上 100 度未満のもの

ロ 引火点が 70 度以上 100 度未満のもの

ハ 引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもの

ニ 引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

- (7) 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- (8) 可燃性液体類とは、法別表第 1 備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で 1 気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。
- (9) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない個体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。